

事務連絡
平成25年6月18日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課規制係

従前の許可の有効期間の満了後に更新申請者が欠格要件に該当することが明らかとなった場合の取扱いについて（注意喚起）

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてよりご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、従前の許可の有効期間の満了後に更新申請者が欠格要件に該当することが明らかとなった場合の取扱いについては、「行政処分の指針」（平成25年3月29日付け環産産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知別添）第2の5において「法第14条第3項の規定により、許可の有効期間が満了した後も許可の効力は継続していることから、更新許可の申請者が欠格要件に該当することが許可の有効期間の満了後に明らかとなった場合においても、法第14条の3の2第1項第1号から第4号までの規定に基づき、更新前の許可を取り消さなければならないこと。この際、許可の更新申請に対しては、不許可処分を行うこと」としています。

しかしながら、本年5月に、従前の許可の有効期間の満了後に更新申請者の役員が欠格要件に該当することが明らかとなったにもかかわらず、従前の許可を取り消さずに更新申請に対する不許可処分のみを行った事例が発生致しました。各都道府県・政令市におかれましては、従前の許可の有効期間の満了後に更新申請者が欠格要件に該当することが明らかとなった場合には、更新申請に対する不許可処分のみを行うのではなく、「行政処分の指針」において示しているとおり、従前の許可を取り消し、その際に、許可の更新申請に対しては不許可処分を行うよう、また、「行政処分の指針」において示した取扱いに遺漏なきよう、改めてお願い致します。

なお、申請者の役員が欠格要件に該当した事由が廃棄物処理法上の悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合、取消処分により申請者及び申請者の他の役員（当初欠格要件に該当した役員以外の役員）も欠格要件に該当することとなる（欠格要件の連鎖が発生する）のに対し、不許可処分のみでは申請者の他

の役員は欠格要件に該当しない（欠格要件の連鎖は発生しない）ことになり
ます。もしも、従前の許可の有効期間が満了した場合には取消処分を行い得ない
こととなると、更新申請のタイミング（許可取消処分が事実上不可能な時期に
更新許可申請を行った場合）や申請に対する審査の進捗状況等によって欠格要
件該当性が異なってしまうことになり、これは、欠格要件の一部に連鎖規定を
設けている廃棄物処理法の趣旨に鑑みて妥当性を欠くものとなる点にも御留意
願います。

【連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

担当：中村（規制係・法令係担当主査）

電話：03-3581-3351（内線 6878）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp